

機能強化加算について

当院では「かかりつけ医」として、機能強化加算を算定しています。必要に応じて次のような取り組みを行っています。

- ・当院では他の医療機関の受診状況や投薬の処方内容を把握した上で服薬管理を行い、生活習慣病や認知症等に関する治療や管理を行います。
- ・必要に応じて専門医師や専門医療機関をご紹介させて頂きます。
- ・保健・福祉サービスの利用に関する相談に応じます。
- ・訪問診療において夜間・休日に関わらず24時間対応を行っております。

※厚生労働省や都道府県のホームページにある「医療機能情報提供制度」のページで、かかりつけ医機能を有する医療機関等の地域の医療機関が検索できます。